

議会運営委員長 田島けんじ 殿

提言書

令和3年10月15日

自由を守る会 白川 愛

令和3年8月31日議会運営委員会において「目黒区職員に関する区民への対応を改めることを求める陳情」の取扱についてご提言いたします。

目黒区の議会運営委員会は少数会派の意見尊重を旨とするため、最大限全会一致をとることを原則として参りました。しかしながら今回、区民からの陳情は請願同様に審査するという原則、とりわけ区民による目黒区行政や目黒区議会への提言ともなる今回の事案で特別な措置を執られたことに対して、今からでも正常な対応に正すことが委員長職の責務であることをご指摘するとともに、今後の対応についてご提案させていただきます。

「目黒区職員に関する区民への対応を改めることを求める陳情」は、陳情文書としての内容は非常にシンプルで、補足資料においてのみ陳情審査にそぐわない可能性がある個人的な事例が提示されておりました。陳情は通常、陳情文書として受領した「趣旨、ならびに目的」を審査するものです。そこに係る個別事案の可否を問うものではありません。

そのため従来から、あまりに深い個別事案については行政機関が対応できる範囲のみを限定して審査するなど、できるかぎり陳情者の意思に沿う対応をして参りました。

その結果、個別事案でありすぎることで陳情の取下げを依頼するのも、また陳情について再提出を依頼するのも「陳情付託された委員会委員長の職務」となります。決して「受領した議会事務局」や「陳情付託を振り分ける議会運営委員会の職務」ではありません。（請願の場合には目黒区議会会議規則第 89 条により議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する）

目黒区議会の歴史の中で、平成 29 年 8 月 31 日の議会運営委員会において陳情付託をしなかった事例がございます。しかしその時も「陳情文書」という目

黒区議会が正式受領した書類は机上配布となりました。これは郵送で受け取った陳情と同様の若干簡易の処置という扱いです。

今回、議会事務局に陳情者自らが持参し議長により受理された陳情文章は2枚つづりでした。これは情報公開請求にて開示された文章から確認ができております。

しかしながら本来、「目黒区職員に関する区民への対応を改めることを求める陳情」の陳情書類は1枚目のみです。

2枚目以降は参考資料です。それは例えば署名が数百枚に及ぶ陳情であったとしても「陳情趣旨・目的」として考えたとき、署名は審査対象とならないのと同様です。※「陳情趣旨及び目的」以外は陳情審査の対象ではありません。

にもかかわらず、田島議運委員長は「この文書表（陳情文章）をつけないということは有り得ない」と発言し、本来なら有り得ない参考部分を審査対象として審査以前の段階で決めました。これは提出者が気に食わなければ陳情を却下できると言っているにも等しい行動で、非常に軽はずみな対応です。

確かに付託された審査の過程においては、この分追加文書は内容の詳細を確認するために必要です。

ただし議会運営委員会では改田委員の発言のように「付託委員会が変わる」と

いう理由以外で、この追加部分である2枚目の資料は扱われるべきではありません。審査すべき委員会を選定する上では必要だったから提示した。この点までは田島議運委員長の判断が正しいものであると考えております。

しかしそれ以外の目的「付託の可否」に用いられたことに誤りがあります。今回の資料を読ませていただいたかぎりでは、問題としている書簡は明らかに生活福祉委員会の担当所管でした。ですから淡々と生活福祉委員会に付託されるべき内容で、その審査において生活福祉委員長が陳情者から提案説明を受けた後に陳情取扱を判断すべき事案です。議会運営委員会はいくまで議会運営に関する委員会です。他の委員会の上部に存在するわけではありません。各委員会の委員長権限を侵した、今回の取扱は越権行為と言えます。

さりとて、すでに付託をしないと議会運営委員会で誤った取扱をして、さらにそのまま第三回定例会も終了した現在、議会運営委員長がこの越権行為を正すことのできる方法は限られてきます。

それは、過去に行ってきた運用や議会申し合わせ事項を正しく運用することで実現できます。

① 委員会に付託をしない陳情でも陳情書の写しを全議員に参考配布するとさ

れている申し合わせ事項に記載されている通り正しく運用し、参考配布を行って下さい。

「目黒区職員に関する区民への対応を改めることを求める陳情」は議運で回収したため、現在この陳情は議会の正式文書であるにもかかわらず、情報公開請求をしなければ手に入らないものとなっています。

- ② 2枚綴りでの陳情審査書類として取り扱ったのであれば、すなわち参考配布も2枚綴りにならざるを得ません。そのように手配していただけるようお願いいたします。

もし参考配布が前例通り「陳情趣旨・目的のみ」であった場合、正規の委員会に付託しなかった理由がなくなってしまうます。正しくご判断下さい。

- ③ 陳情の取扱判断は恣意的ではいけません。そのため、より真摯に検討できる付託委員会で正副委員長が陳情者から提案説明を受ける中で、その取扱について判断を行うものです。

付託を行うために最大限の努力をすることは議会運営の責務です。付託委員会の委員長権限を侵害することのないよう、議会運営委員会において正しく議論して意見を統一して下さい。

区民が行える数少ない権利が陳情の提出です。議会への提言ともなる陳情や請願の取扱は、区民の代表たる議会として、できうるかぎり慎重となるべきものです。

今回は残念ながら十分な取扱をできなかつたものですが、せめて今後のために議会としての見解を統一してください。そして法は遡及しない原則に基づき、見解統一以前では現行の取り決め通りに机上配布を行うなど、正規の処理を行っていただくようご提案いたします。